

津別町補助基準(公費負担者番号)対応一覧表

令和4年10月1日改定

※18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までは本人負担なし。

重度医療 (入院・通院・歯科・調剤・柔整)	区分	3歳未満		3歳～就学前		小・中学生～ 18歳後の年度末		18歳～後期末未加入		後期高齢者			
	証種別	障初		障初	障課	障初	障課	障初	障課	老初	老課 課税 (一般上位)	老課 課税 (現役並み)	受給者証なし (参考) 課税 (一般)
		非課税	課税	非課税	課税	非課税	課税	非課税	課税	非課税	課税	非課税	課税
補助基準	請求先	医科・歯科・調剤・柔整								医科・歯科・調剤・柔整			
	健康保険	8割	8割	8割	8割	7割	7割	7割	7割	9割	8割	7割	9割
北海道基準	① 45011590	2割－(初診)	2割－(初診)	2割－(初診)	1割	3割－(初診)	2割	3割－(初診)	2割	1割－(初診)	1割	2割	
上乘せ基準	② 46011599	(初診)	(初診)	(初診)	1割	(初診)	1割						
独自拡大基準	③ 未使用												
	本人負担	なし	なし	なし	なし	なし	なし	(初診)	1割	(初診)	1割	1割	1割

※(初診):初診時一部負担金 (医科 580円、歯科 510円、柔整 270円)

重度医療 (訪問看護)	区分	3歳未満		3歳～就学前		小・中学生～ 18歳後の年度末		18歳～後期末未加入		後期高齢者			
	証種別	障初		障初	障課	障初	障課	障初	障課	老初	老課 課税 (一般上位)	老課 課税 (現役並み)	受給者証なし (参考) 課税 (一般)
		非課税	課税	非課税	課税	非課税	課税	非課税	課税	非課税	課税	非課税	課税
補助基準	請求先	訪問看護								訪問看護			
	健康保険	8割	8割	8割	8割	7割	7割	7割	7割	9割	8割	7割	9割
北海道基準	① 45011590	1割	1割	1割	1割	2割	2割	2割	2割		1割	2割	
上乘せ基準	② 46011599	1割	1割	1割	1割	1割	1割						
独自拡大基準	③ 未使用												
	本人負担	なし	なし	なし	なし	なし	なし	1割	1割	1割	1割	1割	1割

北海道基準 ① 道の補助基準、道内の全市町村でこの基準で対象者、補助率を定めている。

上乘せ基準 ② 道の補助基準の対象者に対し、市町村で独自に上乘せしている基準。道の補助基準で本人負担発生時に使用。津別町は18歳に達する日の年度末まで本人負担なし。

独自拡大基準 ③ 道の補助基準の対象とならない者について、市町村独自で対象とする基準。津別町の重度では未使用。

その他 ・ 高額療養費が該当になる場合は**高額療養費を優先**で適用してください。限度額適用認定証の手続き状況についても確認してください。

・ 他公費の医療費助成カードをお持ちの場合はそちらを優先で適用してください。(優先順位:健康保険・高額療養費・特定疾病>他公費医療>重度医療)

・ 精神障害者の入院は補助対象外

・ 3歳未満:0歳～3歳の誕生日の月の末日まで 3歳～就学前:3歳の誕生日の月の翌月から6歳に達する日の年度末まで

・ 65歳から74歳の方が重度医療を受給する場合は、後期高齢者医療(障害後期)への加入が必須